平成２８年１１月

秋田県信用保証協会

**展示会等状況調査支援事業の募集について**

秋田県信用保証協会では、次の展示会等の視察企業を募集しています。

視察企業には秋田県信用保証協会が視察経費（交通費、宿泊費等）の一部を補助します。

１．展示会等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 展示会等 | 開催期間 | 視察対象期間 | 会場 |
| １ | ｲﾝﾀｰﾈﾌﾟｺﾝｼﾞｬﾊﾟﾝ2017ｴﾚｸﾄﾛﾆｸｽ製造・実装技術展 | 1.18(水)～20(金) | 1.19(木)～20(金) | 東京ビッグサイト |
| ２ | nano tech 2017国際ﾅﾉﾃｸﾉﾛｼﾞｰ総合展・技術会議 | 2.15(水)～17(金) | 2.16(木)～17(金) | 東京ビッグサイト |
| ３ | 国際ﾎﾃﾙ･ﾚｽﾄﾗﾝｼｮｰﾌｰﾄﾞ･ｹｰﾀﾘﾝｸﾞｼｮｰ厨房設備機器展 | 2.21(火)～24(金) | 2.22(水)～23(木) | 東京ビッグサイト |
| ４ | FOODEX JAPAN 2017国際食料・飲料展 | 3.7（火）～10（金） | 3.8(水)～10(金) | 幕張メッセ |

※　展示会等の開催期間と本事業の視察対象期間は異なります。

２．目　的

当協会の保証利用企業の製品開発や技術力向上等の意欲ある取組やそれを担う人材の育成を支援するため、マーケットのトレンドや顧客ニーズ、企業や業界動向等を体感し、最新の製品や技術、素材等に触れることができる展示会等への視察を支援し、企業等の販路拡大やコア技術や連携による新たな市場開拓・異分野進出等の取組を促進します。

また、当事業実施企業から視察調査結果のレポートの提出を受けることで、協会としてのデータ収集を図ることを目的とします。

３．内　容

（１）応募方法

別添の展示会等状況調査支援事業実施要領により、補助金交付申請書（様式１）に自社の企業自己分析調書（様式２）を添えて申請してください。

（２） 応募期間と補助実施企業数（予定）

　　　**平成28年11月28日（月）～平成28年12月28日（水）必着　２０企業程度**

　　※　応募多数の場合は当協会の定めに基づき、補助実施対象者を選考させていただきます。何卒ご了承ください。なお、選考結果は各応募締切日から１週間程度で文書により通知いたします。

（３）応募先

　　〒010-0923　秋田県秋田市旭北錦町１－４７（秋田県商工会館内）

　　秋田県信用保証協会 総務企画部総務企画課

　　郵送・電子メール・FAXいずれかの方法で応募してください。

（４）応募条件等

　　①　秋田県信用保証協会の保証を現在利用していること。

　　②　補助対象となる経費について、他の補助金を受給しないこと。

　　③　視察実施後当協会に対し所定の調査報告書を提出できること。

　　※　視察対象展示会への出展者である場合は対象となりません。

（５）補助金交付内容

　１企業につき５万円（ただし視察者１名の場合は３万円）を上限に補助します。

　なお、補助対象経費は視察調査に要する交通費（公共交通機関に限る）及び宿泊費とします。

３　留意事項

（１）視察の際は、企業ブース３件以上（セミナー等聴講を含む）の調査をお願いいたします。調査報告書は１件毎に１枚を目安としてご提出下さい。

（２）視察する展示会に秋田県の事業者が出展する場合は、是非優先して視察して下さい。

（３）調査報告書には、支出を証明する書類（領収書の写し等）の添付が必要です。

（４）調査報告書及び挙証書類の内容を確認後、指定の金融機関口座に補助金をお振込します。

※　詳細は、別添の展示会等状況調査支援事業実施要領の定めるとおりです。

４　個人情報の取り扱い

この事業に関し、当協会に提出された書類及び関連情報は、今後の経営支援等に必要な範囲でのみ利用します。また、その管理や利用にあたっては個人情報の保護に留意し、取り扱いには細心の注意を払います。

（参考）期待する効果

この事業の実施が、次のような取組のきっかけや動機付けとなることを期待しています。

○県内企業の製品改良や新製品開発

○新技術開発や技術・技能等のレベルアップ

○販路開拓や新分野への進出

○他企業との連携やネットワークづくり

○企業の成長を支える人材の育成や経営者・社員のやる気の醸成

○企業や製品のプレゼンテーション能力の向上　　　　　　　　等

|  |
| --- |
| お問い合わせ・ご応募先秋田県信用保証協会総務企画部　総務企画課（仁村・佐藤）〒010-0923秋田市旭北錦町１-４７（秋田県商工会館３階）TEL：018-863-9011　FAX：018-863-9188E-mail：kikaku@cgc-akita.or.jp |

|  |
| --- |
| **展示会等状況調査支援事業実施要領**（通則）第１条　展示会等状況調査支援事業の実施については、秋田県信用保証協会（以下「協会」という。)の各規定のほか、この要領の定めるところによる。（目　的）第２条　保証先企業の製品開発や技術力向上等の意欲ある取組やそれを担う人材の育成を支援するため、マーケットのトレンドや顧客ニーズ、企業や業界動向等を体感し、最新の製品や技術、素材等に触れることができる展示会等への視察経費（旅費、宿泊費等）の一部を補助し、企業等の販路拡大やコア技術や連携による新たな市場開拓・異分野進出等の取組を促進するとともに、当協会としてのデータ・ノウハウ等の蓄積を図り、今後の企業支援の取組の参考とする。（補助金交付対象者）第３条　補助金の交付対象者は、当協会の利用者であって第４条の補助対象事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、補助対象とする展示会等への出展者である場合を除く。（補助対象事業）第４条　補助金の交付対象とする展示会等および視察対象期間は別に定める。（対象とする視察経費）第５条　補助金の対象は補助対象企業等の役職員（個人事業主本人を含む）が前条の展示会等の視察のために要した交通費及び宿泊費等の実費とし、協会が必要かつ適当と認めたものについて交付する。（補助金の額）第６条　補助金の額は、１企業につき５万円（ただし視察者１名の場合は３万円）を上限とする。ただし、他の団体（国及び地方公共団体等を含む）が実施する他の補助制度等の対象となった経費を除く。（補助金の交付申請）第７条　補助金の交付申請は「補助金交付申請書」（様式１）に「企業自己分析調書」（様式２）を添付して行うものする。なお、提出期限は別に定める。（補助金の交付決定）第８条　協会は申請書の内容を審査して交付を決定し、申請者に対し通知する。なお、本事業は予算の範囲内で行うものとし、展示会毎の補助実施件数および審査基準は別に定める。また、当協会は必要に応じて条件を付することができる。（実績確認）第９条　実績確認は、次により行うものとする。（１）「調査報告書」（様式３）の提出　　　ただし、企業ブースの訪問（セミナー聴講含む）が３社以上であること（２）支出を証明できる書類（領収書の写し等）の提出（３）展示会等会場での協会職員との名刺交換２　提出期限は、展示会等の視察実施後２週間以内とする。ただし、当協会が特に認めた場合を除く。３　実績報告の内容及び事業の実施状況等について、協会は必要に応じ追跡調査を行うことができる。（その他）第10条　事業の実施等について、不適切と判断される場合は、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることが出来るものとする。２　この要領に定めるもののほか、運用に関する事項は別に定める。附則この要領は、平成２８年１月１２日から施行する。この要領は、平成２８年６月１日から施行する。（補助対象事業、補助額の額） |